

業務仕様書

1 業務名

札幌市税のクレジットカード納付に係る収納業務

2 本仕様書の目的

本仕様書は、本市が委託する札幌市税のクレジットカード納付に係る収納業務に関し、業務の範囲及び条件等を定めたものである。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

ただし、納税義務者等からクレジットカード納付の受付を行う期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までである。

なお、令和4年度の固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）の当初納税通知書分の納付書データは、令和4年3月上旬に作成され、本市から指定代理納付者のサーバ等に送信することとなることから、令和4年2月中旬には、納付書データを連携できることとする。

4 決済可能なクレジットカードの範囲

下記の国際カードブランドで決済できること。

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

5 対象税目

個人市・道民税（普通徴収分）

固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）

固定資産税（償却資産分）

軽自動車税（種別割）

6 納付金額の上限

本市から納税義務者に送付する納付書のうち、100万円未満の納付書にのみ、クレジットカード納付が可能な情報を載せるため、1件あたり100万円以上の納付書によるクレジットカード決済は想定していない。

7 クレジットカードでの納付方法の概要

本市税を納付する納税義務者等が、パソコン及びスマートフォン等を使用し、インターネット上の本市税クレジットカード決済用の画面（以下、「納付サイト」という。）を表示させ、納付の都度、納付書に印字された下記項目を選択・入力することで、あらかじめ本市から受託者に提供している納付すべき金額等を納付サイト上に表示させ、納税義務者等のクレジットカード情報等を入力することで、納付書単位で指定代理納付の承認手続きを行う。

承認されたものについては、受託者が立替払い方式により、後日取りまとめの上で本市に代理納付することとなる。受託者は、納税者等の契約するクレジットカード発行会社を通じて納税義務者等に当該金額の支払いを求める。

なお、本業務は、各市税事務所の窓口や、金融機関・コンビニエンスストア等におけるクレジットカードでの納付を行うものではない。

【納税義務者等が納付サイト上で選択又は入力する項目】

税目、賦課年度、納税通知書番号（軽自動車税（種別割）は納付番号）、期別（軽自動車税（種別割）を除く。1期～7期及び一括納付書が有りうる）、確認番号

8 委託業務の内容

(1) 基本的業務

受託者は、地方自治法第231条の2第6項の規定による本市の指定代理納付者となり、インターネットを利用した非対面型の都度払い方式によるクレジットカード納付に必要な業務（代理納付、クレジットカード納付画面及びクレジットカード納付決済システムの準備・運営等）を提供するものであり、基本的な業務は、以下のとおりである。

ア 納付サイト及びクレジットカード納付決済システムの運用管理、更新等を行う。

イ 本市から事前に送付する納税義務者の納付書に関するデータ（以下「納付書データ」という。）を管理、更新し、納付サイトへ適切に反映させられるようにする。

ウ 納付サイトを通じて、納税義務者等がクレジットカード納付の手続きをする際に、該当の納付書データをクレジットカード納付画面に表示させる。

エ 納税義務者等が納付サイト上で入力したクレジットカード情報等に基づき、各クレジットカード会社に信用照会を行い、カードの与信枠及び有効性等を確認し、決済承認が得られた場合、本市が納税義務者等からの代理納付の申出を承認したものとする。

オ クレジットカード決済を行った納付の情報（以下、「納付結果データ」という）を、本市に送信する。（納付結果データの詳細は下記9のとおり）

カ 締日単位で、本市が指定する金融機関口座にクレジットカード決済された市

税の代理納付を行い、当該締切日における合計額を本市指定の銀行口座に振り込み代理納付する。なお、締日のスケジュールや代理納付までの日数については本市と受託者が協議のうえ決定する。

キ 指定代理納付の承認がされた市税について、納税義務者等が契約するクレジットカード会社を通じて、納税義務者等との間の決済を行う。

ク 契約期間満了日（令和9年3月31日）までに指定代理納付の承認がされたものについて、納付結果データの送信及び代理納付を、それぞれの指定された日までに行うこととする。

（2）指定代理納付者から本市への代理納付について

上記8（1）カ（代理納付）の詳細は下記のとおりである。

ア 本業務における代理納付は、納税者に代わり立替えて納付をする「立替払方式」であり、納税義務者等に対して本市が有する債権を買取る「債権委譲方式」ではない。

イ 受託者が本市に対して行う代理納付は、納税義務者等が選択するクレジットカードの支払方法（一括払い、分割払い、リボルビング払い等）の種類を問わず、指定代理納付の承認日に応じて契約で指定する日に一括で納付する。

ウ 代理納付にあたり、本市指定口座に振り込む際に必要な手数料等の経費は、受託者が負担する。

（3）付帯業務について

ア 納付書データ及び納付結果データを本市とインターネット回線で送受信できる機能（サーバ等）を設け、本市が受託者のサーバ等にアクセスすることで、それぞれのデータの送受信を行うことができるようにする。

なお、本市庁舎内に設置する送受信のためのパソコン端末及びインターネット回線についてのみ、本市の負担で用意する。それ以外の設備等（送受信のための専用ソフトを含む）は、すべて受託者の負担で用意すること。

イ 下記のデータ及び資料等について、書面又は電磁的記録により、発生日（代理納付の承認日等）の属する年度の末日の翌日から起算して5年間以上の期間を本市と協議のうえ設定し保存することとし、保存期間終了後はデータ及び資料等を、焼却、切断、よう解、消磁等の復元ができない方法により完全に消去すること。

（ア）納付書データのうちクレジットカード納付がされたデータ

（イ）クレジットカードの有効性確認結果

（ウ）納付結果データ

ウ 以下の成果物を提出すること。

(ア) 月単位で代理納付の内訳明細を作成し、本市が指定する期日までに提出する。

(イ) クレジットカードブランド別、支払媒体別等にて分類された統計データを提出又は配信する。

(4) 問合せ及び苦情対応

納税者又は第三者からのシステム操作等に関する問合せ、苦情等について対応できる体制及び問合せ窓口を整備し、当該問合せ及び苦情等について受付後速やかに対応すること。

(5) 準備業務

令和4年4月からクレジットカード納付ができるようにするため、令和3年度中に下記の準備業務を行う。

ア 納付サイトの作成等、納付サイトの準備。

イ クレジットカード納付決済システムの準備。

ウ 本市税基幹システムのクレジットカード納付への対応のため、下記の調整・テスト等を行う。

(ア) 納付書データ、納付結果データのフォーマット等の調整・確認。

(イ) 納付書データ、納付結果データの本市との送受信テスト。

・テストの期間は、概ね令和3年11月から令和4年1月に行うことを予定している。なお、双方の良好な動作確認ができるまで実施する。

・本市とのシステム間連携のテスト結果を提出すること。

(ウ) その他、データの連携等に必要な調整等。

エ クレジットカード会社との決済後の請求データ等のテスト。

オ 納税義務者等が使用する納付サイトの解説書またはマニュアル等の提出。

カ 本市が受託者と納付書データ・納付結果データの送受信等を行うサイトの解説書またはマニュアル等の提出。

キ その他、令和4年4月からのクレジットカード納付開始に必要なこと。

(6) その他

上記(1)～(4)に付随するクレジットカード納付に必要な業務を行うこと。

9 納付書データ及び納付結果データについて

(1) データ仕様

「納付書データ仕様」(別紙2)及び「納付結果データ仕様」(別紙3)のとおり。

(2) データの受渡し方法

データの送受信は、本市が送受信専用PC端末と受託者のサーバ等の間を、インターネット回線を利用して通信する方法によることとし、SSL/TLSによる通信の暗号化がされること。

(3) 納付書データについて

ア 送信頻度

原則、本市の毎開庁日に納付書データを送信する。

イ 送信量及び当初納税通知書分の送信時期

各税目の当初納税通知書作成時（当初納税通知書発送日の1ヵ月程度前）には、全納付書データ（口座振替加入者分も含む）を送信する。

その他の日には、差分（前回からの変更分。新規課税、納付書金額の変更、納期限の変更、納付書の再発行等）のみを送信することとなる。

（参考）当初納税通知書作成分の納付書データ送信時期及び送信量（予定）

- ・市・道民税（普通徴収分） 5月中旬 110万件程度
- ・固定資産税・都市計画税（土地家屋分） 3月上旬 300万件程度
- ・固定資産税（償却資産分） 3月上旬 10万件程度
- ・軽自動車税（種別割） 4月中旬 30万件程度

ウ その他

ファイルは税目ごとに作成し、送信する。

(4) 納付結果データについて

ア 速報データ

本市は、原則、本市の毎開庁日に受信する。

受託者は、毎日、前日にクレジットカード決済された分の速報データを本市が受信できるようにする。ただし、土日祝日を挟む場合は、下記例のとおりまとめて速報データを作成することも可とする。

《速報データをまとめる例：金曜日、月曜日が祝日でない場合》

金曜日、土曜日、日曜日にクレジットカード決済された速報データを、月曜日に1ファイルでまとめて受信できるようにファイルを作成する。

イ 確報データ

受託者は、前回締日の翌日から今回締日までにクレジットカード決済された分の確報データを、締日の翌日に、本市が受信できるようにする。

(5) システム障害等の際の対応について

インターネット回線による納付書データ又は納付結果データの送受信が不可能な場合の措置

ア インターネット回線の長時間不通及び本市または受託者のいずれかの通信用端末が使用不能となった場合等により、インターネット回線による納付書データ又は納付結果データの送受信が不可能になった場合、本市及び受託者が必要な事項を協議し、記録媒体（DVD等）により納付書データ及び納付結果データの連携を行うものとする。

イ 記録媒体等の搬送に係る費用の負担区分は、通信不能の原因に基づき、下記のとおりとする。

（ア）本市の責めに帰すべき事由による場合は、本市の負担とする。

（イ）受託者の責めに帰すべき事由による場合は、受注者の負担とする。

（ウ）インターネット回線の不通による事由の場合は、本市及び受注者が等分に負担する。

（エ）不能の事由が不明な場合は本市及び受託者が等分に負担する。

10 利用手数料

クレジットカード納付による決済金額に応じて発生する利用手数料（消費税及び地方消費税を含む）は、別紙1の金額を上限とし、正式には契約締結後に本市と受託者が協議のうえ決定する。なお、手数料は決済を行った納税者が全額を負担する。（本市は負担しない。）

11 委託料の支払い

本市は、業務の対価として、本契約で別途定める委託料を、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

12 代理納付に係る事務の中止又は停止

受託者は、次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、あらかじめ又はやむを得ない場合は事後その旨を本市に通知し、代理納付に係る事務を中止又は停止することができる。

- （1）代理納付事務の履行の際に用いるシステムの保守を定期的又は緊急に行う等、受託者の実施している事務の運用上又は技術上、中止又は停止することがやむを得ない場合。
- （2）地震、水害、火災等の天災地変、停電若しくは通信回線の事故又は戦争、騒乱、テロ等、受託者の責めに帰することができない事由により、代理納付に係る事務の継続が不可能となった場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、受託者が実施しているサービスの運用上又は技術

上、中止又は停止することがやむを得ない場合。

13 守秘義務の遵守及び個人情報の管理等

受託者は、委託業務の実施に当たっては、次の事項を遵守すること。

(1) 守秘義務の遵守及び個人情報管理の徹底

委託業務を遂行するうえで知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、委託業務終了後も課されるものであり、また、委託業務に従事する者が離職した場合も、同様に遵守させること。

また、納付書データ、納付結果データ及びクレジットカード情報等の個人情報について、委託期間はもとより、委託業務終了後であっても、保管、管理に万全を期し、紛失及び漏洩の防止のため適切な措置を講じなければならない。

(2) データ等の目的外使用、複写、複製及び第三者提供の禁止

本市が提供する一切のデータ、資料等を委託業務以外の目的で使用、複写、複製、又は第三者に提供してはならない。

(3) 不要となった個人情報等の取扱いについて

不要となった納付書データ、納付結果データ、クレジットカード情報等の個人情報は、焼却、切断、よう解、消磁等の復元が不可能方法により廃棄すること。

また、これらの個人情報等の管理に用いた電子計算機や記憶媒体等について、廃棄、売却、譲渡又はリース返却等を行う場合には、当該電子計算機等に記録されている個人情報等を完全に消去し、復元不可能な状態にすること。

(4) 指揮命令等

要員への指揮命令、管理監督及び指導育成は受託者が責任を持って実行すること。

(5) 信用失墜行為の禁止

委託業務を遂行するに当たり、本市の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(6) 危機管理

事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

(7) 事故等が発生した場合の対応

受託者は、委託業務遂行上、故意又は過失により、何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できていない可能性が生じた場合は、直ちに本市に報告し、本市と協議のうえ対応するものとする。

なお、この場合に生じた費用は、本業務の委託料を上限に全て受託者が負担することとする。

また、受託者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく市に提出することとする。

る。

14 報告及び検査

- (1) 本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、代理納付事務の履行状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- (2) 本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、納付情報等の関係書類の提出を求め、代理納付に関する受託者の帳簿、書類その他の物件等の検査を行うことができる。
- (3) 本市は、上記の報告及び検査により受託者の業務履行が不相当と認めるときは、その是正を求めることができるものとし、受託者は、本市から是正を求められたときは、誠意をもってこれに対処し、書面によりその処理結果を本市に報告するものとする。
- (4) 本市は、必要があると認めるときは、受託者に対し、財務諸表等により、経営状況の報告を求めることができる。

15 標章等の使用

本市及び受託者は、相手方の名称、標章等を代理納付に係る広報等のために使用する場合、事前に相手方の承諾を得なければならない。

16 第三者へ業務の一部を再委託する場合

当業務の遂行にあたり、指定代理納付に関する業務を第三者に再委託する必要がある場合には、本市に事前に承認を申し出ることとし、本市がそれを認めた場合には、再委託することができる。

なお、その場合には、再委託した業務について、再委託した第三者に対しても本仕様書に定める事項が及ぶものとし、受託者は、この契約に定める内容を当該第三者に遵守させなければならない。また、その場合においても、受託者は、本契約に定める全ての業務及び責任について免れないものとする。

17 業務従事者一覧について

受託者は、本業務を実施するに当たり、これを的確に管理するための業務従事者一覧を、本市に提出するものとする。

なお、その内容に変更が生じた際にも、最新の従事者一覧を提出するものとする。

18 代理納付を行わない場合等

- (1) 受託者は、次のいずれかに該当する場合は、本市に対する代理納付を行わな

いものとすることができる。

ア 本市から提供された代理納付対象データが正当なものでないこと、その内容が不実又は不備であること等有効なデータではないことが認められた場合。

イ 納税義務者が、第三者又は架空の名義を使用してクレジットカードの会員であることを偽装し、又はクレジットカードを不正に使用した場合。

ウ 本市がこの契約に違反して受託者が是正を求めたにもかかわらずこれに応じない場合。

(2) 前項各号のいずれかに該当する場合であって、当該事項が受託者による代理納付の実施後に発生し、又は判明した場合は、本市は受託者に対し速やかに当該金額を返還する。

(3) 前2項に該当する場合、受託者は直ちにその旨を本市に報告するものとし、本市による受託者への当該金額の返還までの間、本市及び受託者共に必要な措置を講ずる。

19 免責

受託者は、次の各号について一切の責任を負わないものとする。

(1) 納税義務者の操作環境に起因する一切の不具合。

(2) 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信回線不良その他の不可抗力により生じた損害。

(3) システムの保守等、運用上又は技術上業務を中止する必要があると受託者が合理的に判断した場合における損害。

(4) 電気通信事業者の提供するサービスの不具合によって生じた損害。

20 権利の譲渡等の禁止

本市及び受託者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、この契約上の地位及びこの契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

21 受託者の解除権

(1) 受託者は、受託者と提携会社の契約が終了した場合、この契約を解除することができる。

(2) 受託者は、前項の規定に基づき契約を解除しようとするときは、本市に対して事前に解除の通知をするものとする。

(3) 受託者は、本条第1項の規定により契約を解除した場合において、本市に損害が生じても、その責めを負わない。

22 協力義務

受託者が、受託者の提携会社との利用規約等を遵守するために、本市の保有する情報の提供等、本市の協力が必要な場合においては、本市は正当な理由のない限りこれに協力する。

23 その他

本仕様書について疑義が生じた場合又は業務遂行中に疑義が生じた場合は、適宜、本市と受託者が協議のうえ決定する。

別紙1 クレジットカード納付における手数料上限額

納税額	決済手数料（税別）
10,000円以下	100円
10,001円～20,000円	200円
20,001円～30,000円	300円
30,001円～40,000円	400円
40,001円～50,000円	500円
50,001円以上	以降1納付書における納税金額が10,000円 増えるごとに100円を加算した額

納付書データ仕様（札幌市から指定代理納付者へ）

コンビニエンスストア形式に準拠した、下記の仕様とすること。

1 ファイル形式等

- ・固定長テキストファイル
- ・文字コード…S-JIS
- ・改行コード…CR+LF
- ・数値項目…金額、件数などは、頭0埋め
- ・ファイル形式…150バイト固定長

2 納付書データのレコード構成

- (1) ヘッダレコード
- (2) データレコード
- (3) トレーラレコード
- (4) エンドレコード

3 各レコードの詳細

- (1) ヘッダレコード

No.	項目	桁数	納税者 入力項目	キー 項目	備考
1	レコード区分	1			「1」で固定
2	データ作成日	8			YYYYMMDD
3	予備1	6			スペース
4	地方公共団体コード	5		★	都道府県コード2桁+市区町村コード3桁
5	契約コード	1			「0」で固定
6	予備2	128			スペース
7	利用区分	1			「0」で固定(但し、テスト等の場合は「1」で固定)

- (2) データレコード

No.	項目	桁数	納税者 入力項目	キー 項目	備考
1	レコード区分	1			「2」で固定
2	コンビニバーコード情報	44			納付結果データにそのまま反映させるデータとなる
3	クレジット納付可能期間(自)	8			YYYYMMDD (指定ない場合"00000000"を設定)
4	クレジット納付可能期間(至)	8			YYYYMMDD
5	税目コード	3		★	上1桁は、下記のとおりとし、下2桁はスペース2桁とする想定。 【上1桁の付番方法】市・道民税「2」、固定資産税・都市計画税(土地家屋)「3」、 固定資産税(償却資産)「4」、軽自動車税「1」
6	年度	4	○	★	賦課年度(和暦)2桁+スペース2桁 を想定。
7	通知書番号	12	○	★	軽自動車税(種別割)以外…納税通知書番号9桁+スペース3桁 軽自動車税(種別割)…納付番号(納税通知書とは別に、納付書に別途印字させる番号)12桁
8	期別	4	○	★	軽自動車税(種別割)以外…期別(1~9)1桁+スペース3桁 軽自動車税(種別割)…「0」1桁+スペース3桁
9	納付書データ更新区分	1		★	「0」~「9」。データ更新時に使用。 他のキー項目すべてが同じ値の納付書データが既に存在する場合、以下①②のとおりデータを更新する。 ①この項目が、既にある納付書データと同じ値の場合…納付書データを上書きする。 ②この項目が、既にある納付書データよりも大きい値の場合…納付書データを追加し、この項目が最大値の納付書データをクレジットカード納付可能な納付書データとする。
10	納付額	7			納付書に印字された納付額(7桁に満たない場合は、先頭0埋め) (例:10,000円の場合→0010000)
11	確認番号	12	○		納付書に印字される番号で、納税者が入力する誤納付防止用の番号。 4桁+スペース8桁を想定。
12	予備3	12			スペース12桁を想定
13	予備4	34			スペース34桁を想定

※ 納税者入力項目について

納税義務者等は、税目を納付サイトで選択し、「○」のついている項目を入力する想定である。

ただし、クレジットカード納付用画面に実際に表示させる文言は、画面作成時において、札幌市から指定する。

なお、納税者入力項目の各項目において後ろスペース埋めしている分について、納税者がクレジットカード納付用画面でスペースを入力するものではない。(スペースの前までの値のみ入力することとなる。)

- (3) トレーラレコード

No.	項目	桁数	備考
1	レコード区分	1	「8」で固定。
2	納付書データ件数合計	6	
3	納付書データ金額合計	11	
4	余白	132	スペース

- (4) エンドレコード

No.	項目	桁数	備考
1	レコード区分	1	「9」で固定。
2	レコード件数	11	
3	余白	138	スペース

納付結果データ仕様（指定代理納付者から札幌市へ）

コンビニエンスストア形式に準拠した、下記の仕様とすること。

1 ファイル形式等

- ・固定長テキストファイル
- ・文字コード・・・S-JIS
- ・改行コード・・・CR+LF
- ・数値項目・・・金額、件数などは、頭0埋め
- ・ファイル形式・・・100バイト固定長

2 納付結果データのレコード構成

- (1) ヘッダレコード
 - (2) データレコード ※
 - (3) トレーラレコード
 - (4) エンドレコード
- ※ データレコード内の構成
- 速報データ
 - 速報データ
 - ⋮
 - 確報データ
 - 確報データ
 - ⋮
 - 速報取消データ
 - 速報取消データ
 - ⋮

3 各レコードの詳細

(1) ヘッダレコード

No.	項目	桁数	備考
1	レコード区分	1	「1」で固定
2	データ作成日	8	YYYYMMDD
3	予備1	6	スペース
4	地方公共団体コード	5	都道府県コード2桁+市区町村コード3桁
5	契約コード	1	「0」で固定
6	予備2	78	スペース
7	利用区分	1	「0」で固定(但し、テスト等の場合は「1」で固定)

(2) データレコード

No.	項目	桁数	備考
1	レコード区分	1	「2」で固定
2	データ識別コード	2	速報「01」、確報「02」、速報取消「03」
3	クレジットカード決済年月日	8	年月日(YYYYMMDD)
4	クレジットカード決済時間	4	時分(hhmm)
5	コンビニバーコード情報	44	納付書データのコンビニバーコード情報
6	コンビニ店舗コード	7	「0000010」で固定
7	代理納付年月日	8	速報データの場合・・・年月日(YYYYMMDD) 速報データ、速報取消データの場合・・・「00000000」で固定
8	期別	21	スペース
9	納付書データ更新区分	5	スペース

(3) トレーラレコード

No.	項目	桁数	備考
1	レコード区分	1	「8」で固定。
2	速報データ件数合計	6	
3	速報データ金額合計	11	
4	確報データ件数合計	6	
5	確報データ金額合計	11	
6	速報取消データ件数合計	6	
7	速報取消データ金額合計	11	
8	余白	48	スペース

(4) エンドレコード

No.	項目	桁数	備考
1	レコード区分	1	「9」で固定。
2	レコード件数	11	
3	余白	88	スペース